

事前備置書面

関西電力株式会社

2026 年 6 月 9 日

新設分割に関する事前開示書面

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

大阪市北区中之島三丁目 6 番 16 号

関西電力株式会社

代表執行役社長 森 望

当社は、2026 年 5 月 26 日付で作成した新設分割計画書に基づき、同年 7 月 1 日を効力発生日として、当社が運営する行動変容アプリケーションであるモアクトに係る事業に関する権利義務を、新たに設立する株式会社モアクト（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本新設分割に関し、会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に定める事項は以下のとおりです。

また、本新設分割は、会社法第 805 条に定める簡易新設分割となります。

記

1. 新設分割計画の内容

別紙の新設分割計画書のとおりです。

2. 新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は、本新設分割に際して普通株式 100 株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。かかる株式数につきましては、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新設会社の効率的な管理等を考慮して、この株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第 4 条に記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 会社法第 763 条第 1 項第 12 号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

該当事項はありません。

4. 新設分割に際して交付する新株予約権の内容等についての定め相当性に関する事項
該当事項はありません。

5. 他の新設分割会社に関する事項
該当事項はありません。

6. 当社における最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

7. 新設分割の効力発生日以後における当社及び新設会社の債務（当社が新設分割により新設会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の 2026 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本新設分割の効力発生後においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。さらに、本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みについて

本新設分割の効力発生後における新設会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本新設分割の効力発生日以後において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後における新設会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

新設分割計画書

関西電力株式会社（以下「当会社」という。）は、当会社が運営する行動変容アプリケーションであるモアクトに係る事業（以下「本事業」という。）に関する権利義務を、新設分割（以下「本分割」という。）により設立する株式会社モアクト（以下「設立会社」という。）に承継させるため、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

（会社分割の方法）

第1条 当会社は、本計画に定めるところに従い、新設分割の方法により本事業を分割し、設立会社に本事業に関する権利義務を承継させる。

（設立会社の概要及び定款）

第2条 設立会社の商号、目的、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「定款」記載のとおりとする。

なお、設立会社の本店の所在場所は、大阪府中央区安土町三丁目5番13号とする。

（設立会社が交付する株式）

第3条 設立会社は、本分割に際して普通株式100株を発行し、すべて当会社に対して割当交付する。

（設立会社の資本金及び準備金の額）

第4条 設立会社の設立時の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。ただし、当会社は、分割手続進行上の必要性その他の事由により、これを変更することができる。

1. 資本金の額 金1,000万円
2. 準備金の額 会社計算規則の定めに従い当会社が定める。

（本分割により承継する権利義務）

第5条 設立会社は、その成立の日、本計画の定めに従い、その成立の日時点での、別紙2「承継権利義務明細表」記載のとりの資産、債務及び契約上の地位その他の権利義務を、当会社より承継するものとする。

ただし、当会社から設立会社に承継させる全ての債務について、当会社は設立会社と併存的（重疊的）に債務を引き受けるものとする。

（簡易分割）

第6条 当会社は、会社法第805条の規定により、株主総会の決議による本計画の承認を得ずに本分割を行う。

（設立会社の成立の日）

第7条 設立会社は、令和8年7月1日に成立する。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、当会社の執行役会議による決議によりこれを変更することができる。

（設立会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

第8条 設立会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次の者とする。

1. 設立時取締役 小山 陽平（代表取締役）、齋藤 宏輔、銅堂 誠一
2. 設立時監査役 大屋 敏行

（競業禁止義務の不存在）

第9条 当社は、設立会社の成立の日以後も、本事業と同一又は類似の事業を行うことができ、本事業について、一切の競業禁止義務（会社法第21条第1項に基づく競業禁止義務を含む。）を負わない。

（分割条件の変更等）

第10条 設立会社の成立の日までに、天災地変その他の事由により、当社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、当社の執行役会議による決議により、本計画上の条件を変更し、又は本計画を中止することができる。なお、第8条に定める設立会社の設立時取締役及び設立時監査役の変更については、当社の代表執行役社長の決定により行うことができる。

（規定外事項）

第11条 本計画に定める事項のほか、本分割に関し必要な事項は、本分割の趣旨に従い決定する。

以上

令和8年5月26日

大阪市北区中之島三丁目6番16号
関西電力株式会社
代表執行役社長 森 望 印

定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社モアクトと称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 インターネットを利用した各種情報提供サービス事業
- 2 デジタルデータの収集、分析、処理及び販売事業
- 3 企業のサステナビリティ・ESG 経営に関するコンサルティング業務
- 4 マーケティングリサーチ、広告宣伝及び販売促進に関する業務
- 5 アプリケーションソフトウェアの企画、開発、利用許諾、運営及び管理
- 6 インターネットその他の通信ネットワークを利用した各種プラットフォームの企画、開発、運営及び提供
- 7 各種業務の受託及び代行
- 8 他の事業への投資、事業提携及びその管理
- 9 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

(機関構成)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を設置する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1, 0 0 0 株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当社は、その株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならな

い。

(相続人等に対する売渡請求)

第9条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 当社の株式の取得者が株主の氏名等の株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第11条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

(手数料)

第12条 前2条の請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の株主の権利を害しない場合には、同項記載の日の後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割その他これに準ずる事由により当社の議決権を有する株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。

3 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者として定めることができる。

(株式取扱規則)

第14条 当社の株式の譲渡承認手続、株主名簿記載事項の記載又は記録の請求手続その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集時期)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(招集通知)

第17条 株主総会の招集通知は、当該株主総会の目的事項について議決権を行使することができる株主に対し、会日の7日前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(株主総会の議長)

第18条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長になる。
- 3 取締役全員に事故があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(株主総会の決議)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第20条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2名以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第21条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定める

ところにより記載又は記録した議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第22条 当社の取締役は、3名とする。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長とする。

2 社長は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

第29条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成する。

(取締役会規則)

第31条 取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の責任の一部免除)

第32条 当社は、会社法第423条第1項の行為に関する取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項に定める範囲で株主総会の決議により免除することができる。

第5章 監査役

(監査役の員数及び選任)

第33条 監査役の員数は、1名とする。

2 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第6章 計算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第36条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第37条 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第38条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和9年3月末日までとする。

(設立時役員)

第39条 当会社の設立時役員は、次のとおりである。

設立時代表取締役 小山 陽平

設立時取締役 小山 陽平、齋藤 宏輔、銅堂 誠一

設立時監査役 大屋 敏行

承継権利義務明細表

1. 資産

(1) 流動資産

現預金 18 億円を含む、本事業に属する一切の流動資産

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本事業に属する一切の有形固定資産

② 無形固定資産

本事業に属する一切の無形固定資産

③ 投資その他の資産

本事業に属する一切の投資その他の資産

2. 債務

(1) 流動負債

本事業に属する一切の流動負債

(2) 固定負債

本事業に属する一切の固定負債

3. 承継するその他の権利義務等

甲を当事者として締結された、本事業に関する利用者との利用契約、業務委託契約及びその他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務。ただし、雇用契約に関する一切の契約上の地位及びこれらに基づいて発生した一切の権利義務を除く。